

2021. 1. 12
Mysurance 株式会社

2021年1月7日からの大雪により被害を受けられた皆さまへ

2021年1月7日からの大雪により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社では、災害救助法が適用された地域において被害を受けられたご契約者の皆さまを対象に「保険料のお支払い」につきまして、法適用日の2か月後の末日まで猶予期間を設ける特別措置を実施いたします。

本措置の適用をご希望の方は、当社までお問い合わせください。

※災害救助法適用地域および適用地域の法適用日につきましては、内閣府ホームページ掲載の「令和3年1月7日からの大雪による災害にかかる災害救助法の適用について」の最新情報をご確認ください。

<当社お問い合わせ先>

【お問い合わせフォーム】 <https://www.mysurance.co.jp/contact#/>

<内閣府ホームページ>

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

以上